

社会的支援の不安定さをめぐる福祉社会学的考察

古 川 隆 司

A Study by Welfare sociology on the Instabilities of
social voluntary support

Takashi FURUKAWA

社会的支援の不安定さをめぐる福祉社会学的考察

古川 隆 司

A Study by Welfare sociology on the Instabilities of
social voluntary support

Takashi FURUKAWA

要 約

伝達の内容と形式について、メディアをめぐる最初期の思索はS. キェルケゴールに見出せる。その思想を脱宗教化すれば、発信者が企図する行動変容を受信者に促す困難性と、匿名の大衆による世論の空虚さとは、この思想家の生きた19世紀とメディア技術の進展に関わらず現代社会は共通する。

これを、民間がおこなう社会的支援へ期待される状況と支援への支持不足の検討に適用すると、支援やこれに関わるメッセージがメディアととらえられ、消費される記号としてその対象である問題や人びとと対として表現される。また公的制度がこれを利用してその正当化に用いるため、相対的に民間による活動はわずかな協力しか得られない。さらに社会問題としての先入観を帯びることで、スティグマを形成し、差別や偏見を構成する。

社会的支援という市民の活動が直面する課題とは、キェルケゴールと同様、規範という内容の伝達をめぐる多面的で両義的なものと考えられる。

キーワード：社会的支援, メディア, 制度, キェルケゴール, 規範の伝達

はじめに

経済のグローバル化が進み、新自由主義にもとづく経済政策によって産業構造が転換していく中、日本では雇用の不安定化と地域産業の衰退が経済的格差を生じさせた。社会福祉制度を中心にみると、単なる経済的困窮ではなく、孤立や病気・障害などに伴う様々な社会生活の困難さとして問題が顕在化した¹⁾。したがって、特定の属性を中心に整備され運営されてきた福祉法制度と福祉関係団体・組織や専門的支援による対応では不十分だった。これに代わり社会的対応の中心となったのは、ボランティア組織・NPO団体や社会的企業であった。だが、支援活動の関係者やこれを支持する人びとは、支援の必要な人びとへ十分対応できていない、あるいは支援を要する状況が常に生じている、と考えている。また、支援活動に対しても人手や資金が不足し、活動への支援も必要であるという²⁾。前者と後者の活動を以下社会的支援、両者のおこなう活動を支援と呼ぶことにしよう。すると、これら社会的支援はつねに不足しており、活動への支援が求められることになる。支援の不安定さといえるこの状況は、なぜ生じるのだろうか。

ところで本論の問題意識は、様々な社会生活の困難さに対する社会的支援という取り組みの不安定さには、いかなる背景があるのかということにある。従来の社会福祉分野やこれに関する研究はおおむね、支援対象の社会的意義や、課題をとりまく社会構造的側面に着目したものや、支援や制度をめぐる政治的關係に関心を向けた考察を試みる傾向が強いように思われる。だがそれは政策的議論であり常に支援の充実を主張しつづけることになる。また議論の中心が社会的支援をいかにおこなうかにおかれ、その活動を支援することは規範的に与件として捉えられているように思われる³⁾。だが支援の不安定さとは、社会的支援やその活動に対する賛同や支援を期待する一般市民との相互關係への考察や分析が不可欠なはずである。

社会的支援とこれを取りまく一般市民との相互關係を考えるためには、前者からのメッセージとその伝達方法や形式を考える必要があり、本論はメディア論から考察を試みようと思う。社会

1 2000（平成12）年に公表された厚生省「社会的援護を要する人々のための社会福祉のあり方に関する検討会」報告書は、社会制度の整備が進んだ中でも社会的援護を要する状況が事例的に取り上げられ、その後の生活困窮者対策などへ先鞭をつけたものと考えられる。なお同検討会は当時ヨーロッパで問題提起される始めた社会的排除について、炭谷茂事務次官（当時）が日本社会での状況を分析するよう働きかけ、取り組まれたものである。

2 たとえば社会的企業の一つであるBIG ISSUE JAPANは赤字運営が続いている。また全国で取り組まれている子ども食堂も運営資金や人手不足が課題とされる（柏木2017、湯浅2019）。これら個別事例は枚挙に暇がないが、社会的課題に取り組む広義の社会運動として扱われる論考は数少ない。その一つとして、民間の市民活動に対する国家の規制という政治的文脈から町村（2016）は問題提起している。

3 たとえば、2000（平成12）年に制定された児童虐待防止法では、虐待のおそれがある場合に、一般市民が発見して市町村・福祉事務所や児童相談所へ通報しなければならないと義務化されている（同6条）。同じ条文は、2006（平成18）年制定の高齢者虐待防止法（4条、7条等）や2011（平成23）年制定の障害者虐待防止法にもみられる（5条、7条）。

的支援の捉え直しによって提起される異なった視点は、福祉をはじめ社会的支援の必要性とともに欠乏の常態化を説明することができるであろう。以上の視点から社会的支援をめぐる規範性への考察を試みたい。

1. 伝達的手段と内容

(1) キェルケゴールの著作活動と伝達

ところで、メディアとメッセージとその方法に対する思索を、おそらく最初期に試みたのはS. キェルケゴールであろう。かれは数多い著作活動を通して、その内容すなわち善とされる(べき)価値についてその伝達と形式にこだわったからである。

デンマークの思想家として知られるキェルケゴールの著作活動は、大きくは美的活動に関する作品、倫理的活動としての著作、宗教的活動としての著作にわけられる⁴⁾。これらを美的作品、倫理的的作品と呼ぶことにするが、このような区別は著者により意図的になされ、前二者は偽名を用いて公表されて、社会的に善とされるべきものとかれが考えたキリスト教信仰に関わる内容や信仰の態度について読者へ自覚を促すことが企図されている⁵⁾。宗教的活動としての著作は多くが実名で、「建德的講話」として残されている⁶⁾。

さて美的作品や倫理的作品においてキェルケゴールは、ソクラテスに倣いイロニーを用いて伝達したい内容を表現している⁷⁾。その理由として、伝達するメッセージを直接表現しても、それではメッセージを単に知識や情報として扱われるにとどまるため、イロニーとしてメッセージを読み手へ伝え、読み手が自覚して本来の意図とおりに理解されるよう「仕組む」とかれはいう。これを逆説の弁証法といい、メッセージの読み手の主体性に働きかけるのである。ここには当時キリスト教信仰が薄らいでいくとかれの眼に映った近代化のすすむデンマーク社会への問題意識がある(Jon Stewart 2015)。近代化のなかで、キリスト教信仰に対する人びとの姿勢や教会・聖職者のあり方を問に直すことは、いうまでもなくキェルケゴールがあるべき信仰と考える「望ましい価値」の重要性について、それを重視しなくなった当時の社会と人びとへ問いかけるといふ、伝達の難しい営みであったと考えられる。

キリスト教信仰と分かち難く結びついているキェルケゴールの思想であるが、20世紀に入り、

4 エドゥアルト・ガイスマル・三浦永光訳(1968)セーレン・キェルケゴール、松浪信三郎・飯島宗享編、キェルケゴール著作集別巻キェルケゴール研究、白水社、52-124。

5 キェルケゴール自身はイロニーを用いた意義を『イロニーの概念』で説明する。村瀬(1986:57-60)を参照。

6 かれは当時のカルヴィン派プロテスタント教会のあり方が望ましい信仰とかけ離れていると考え、抗議をこめたともいわれる。藤野(1996)を参照。

7 かれの学位論文である『イロニーの概念』を参照。

その規範性は構造主義や倫理学などさまざまな立場から脱宗教化される形で考察されてきた⁸⁾。ここでも同様に、メディアに注目する形でかれの著作姿勢をとらえ直し、次のようにとらえることにしたい。すなわち、メッセージとして発せられる「望ましい価値」は、その内容を別の形式で伝達し、相手の主体的な気付きと理解に期待される。また、著作の形式を工夫することで読み手が関心を抱くよう仕向けたメディアの受け手を意識した方法が目指されていた、と。だが、発信者が企図する行動変容を受信者に促すこのような方法の意図とは、メッセージを理解される困難性が、既に19世紀のデンマーク社会で現出していたことも示し、ケルケゴールもそれを痛感していたのである⁹⁾。

(2) 社会的支援の不安定さ

社会的支援の不安定さは、直截には支援の必要性に対する支援活動の不足であり、間接的には支援の活動を理解して人・モノ・カネによる協力の不足として理解される。だとすれば、この不安定さとは、社会的支援という資源の稀少性をめぐる課題ということだろうか。これを純粋に経済的文脈で考えるか、または社会関係や価値など別の側面を重視するかは、立場により評価が分かれる。政策や行政に関心をおく立場からみれば、制度的な保障は既にあり、法改正によって内容がたえず見直されており、必要な人が申請すれば権利として何らかの給付を受けられると考えるだろう。だが社会的支援へ実際に取り組む立場の人びとは、権利があり制度はあっても手続上の機会が保証されていないとか、支援の内容が当事者の窮状に対処するには不十分な水準であると主張する。むしろ、生活困窮や社会的孤立に関するあらゆる問題やこれに直面する人びと全てに、対応する何らかの制度があるわけではない。また社会的関心は強くても制度的対応が難しい問題があるとか、社会的関心が高くないがゆえに制度的対応が必要な場合もありうるだろう¹⁰⁾。

けれども、手続や内容などに違いはあっても両者の認識は、社会的に支援が必要な状態へ対応

8 大橋は、1964年にユネスコ主催で開催されたケルケゴール 生誕150年記念の国際会議の報告書を紹介し、議論に参加した当時のフランスの思想家たちが、構造主義によって脱宗教化されていたことを指摘する（大橋2014、大橋完太郎、操り人形の自律性—ケルケゴールのイロニー概念的意味をめぐって—、現代思想42-2、67-79）。

9 ケルケゴール、大谷長訳『文学批評』のⅢ「二つの時代の観察の収穫」を参照（『ケルケゴール著作全集8』創言社、332-398）。

10 たとえば部落差別は同和対策特別措置法による同和対策事業（1969～2002年）により形式的には解消されたとされるが、関係者によるとインターネットにおける差別や結婚・就労をめぐる出身地の差別がある（それを理由に2016年に部落差別解消推進法が制定された）。その他、何らかの罪をなして刑事処分を受けた者の社会復帰が難しい。またかれらの家族となった「加害者家族」への偏見やさまざまな不利益を被る経験は、根強く残っている。さらに、外国人労働者の「技能実習」という制度枠組は、事実上労働者としての待遇を与えない不安定雇用の形態であると同時に法的保護の得られない状態だったりする。更に身分の不安定さも関係して、在留資格が失効しても帰国できない場合は人道上の保護よりも入国管理の手続が優先される。

すべきである、という点で共通している。それを誰がどのようにおこなうかで異なるというよい。

次に、社会的支援の不安定さの背景を、支援を必要とする対象への理解不足に関わるものとして考えてみるとどうだろうか。たとえば社会的支援に関わっていない人びとが何かの募金に応じるというのは、募金行為の目的を理解して募金箱へ小銭や紙幣を投じるであろう。だが実際は、たとえば募金詐欺のような事件が容易に成立するところからみると、実際は募金へ形式的・儀礼的に反応しているに過ぎないとみる方が現象をうまく説明できている。それに、募金したくないと考える人びとは募金に応じないだろう。すると支援の内容に対する理解不足というより、募金という行為への反応としてとらえるべきではないか。

キェルケゴールの方法を改めて振り返ると、かれの方法はメッセージを受け手が理解する可能性へ期待し、発信する側でなく伝達の受け手に注目する同時に、発信する伝達内容は、受け手が受け入れやすい形式をとっている。すると、たとえば募金であれば形式を含め、社会的支援は適切に支援や支援活動の対象である人びとを表現しているのか。そして何を伝達したいと考えているのか。一般市民が社会的支援や支援活動の対象についてどうとらえているかという目線からの検討が必要となる。

(3) 社会的支援への反応

このようなメッセージ内容について、発信する側の意図と受け手の理解とのずれへ注目すると、S. ホールのいうエンコーディングとデコーディングという捉え方で説明が可能となる (Hall, S. 1980)。伝達されるメッセージがデコーディングによって発信する側の意図と異なった解釈で受け手に理解されれば、社会的支援が期待する活動への支援が不十分になりうるだろう。

このように、メッセージの受け手に意図しない反応が生じたり、意図することと異なる解釈で受け取られたりすることに注目すると、社会的支援に対する評価を考える必要がある。ネガティブな反応が社会的支援へ示されるなら、社会的支援を要する状況が望ましくないテーマやジャンルとして一般市民に評価された結果といえる。

社会的支援をメッセージの授受から考えるとき、社会的支援の問題意識やそれに対する行動などがメディアとなって、社会で対応すべき問題だと広く知らせて、この行動への応援を期待し、賛同者や資金を募るだろう。だとすれば、当事者や社会的支援に携わる人びとによる行動（例、街角での宣伝や呼びかけ、チラシの配布、SNSによるメッセージの発信や対外的な場での発言など）がメディアとして機能するというとらえ方が出来る。

2. メディアとしての社会的支援

(1) 消費される記号と先入観

メディアとして社会的支援を捉えると、従来と異なる考察の視点が導き出せる。第一にメッセージに対する反応について、第二にメッセージではなくメディアという形式と扱う態度について、各々から検討しなければならない。

第一の視点は、社会的支援への反応、あるいは社会的評価に対する検討を導く。すると、社会的支援の不足が生じることの原因として、発信されるメッセージが理解されないような内容か、メッセージの受け手が社会的支援をネガティブに評定するメカニズムがあるか等が考えられる。

第二の視点は、消費される記号として社会的支援をとらえる見方を導く。ポードリヤールが示したように、豊かさの代償に消費される記号として「支援を要する状態」が取り上げられるとき、メディアとしての社会的支援もこれとセットで扱われる。メッセージを受け取る多くの一般市民からみればこれは、支援を要する状態が非日常の辛い状況であればあるほどその意味が増すことになる。佐藤が「豊かな社会が「豊かさ」を価値として認識する象徴資源として「貧困」は視覚化されるために、制度の充実にかかわらず貧困がなくなる（佐藤2020）と評するように、社会的支援はおのずから「社会問題としての文脈」あるいは市民からみて非日常のつらい状況に関わる、ネガティブなメッセージという解釈を伴っているのである。

以上の解釈は社会的支援というメディアのメッセージと、メッセージの受け手（以下、オーディエンス）を特徴づける。すなわち、発信する側の意図やメッセージ内容がそのままオーディエンスに伝わらずに、「社会問題というコンテクスト」でとらえられる。これによりオーディエンスは社会問題へのネガティブな先入観を伴った社会的支援についてのメッセージを受け取ると考えられる¹¹⁾。

このような解釈は、たとえばマスメディアが社会的支援で扱う場合のオーディエンスの受け取り方だけでなく、SNSなどソーシャルメディアが用いられる場合にも同じことがいえるだろう。ソーシャルメディアでは、オーディエンス自らが発信し、メッセージの反復と増幅を伴うため、この傾向がさらに強まる。また、社会的支援に対するネガティブな先入観が、メッセージ自体・メッセージを発信するという行為にも影響し、メッセージやメディアへの意味づけが作られる。ネガティブな先入観によって、オーディエンスの受け取るメッセージもおのずとネガティブなものとなると考えられるだろう¹²⁾。

11 記号としての意味に加え、本論で注目する先入観について、社会心理分野の研究で、先入観がネガティブに受け取られる傾向があること（栗田・楠見2014）、初対面の者同士のコミュニケーションでは嫌いな対象を共有する者同士のほうが正の感情をもつことが明らかになっている。本論のテーマにひきつけて稿を改めて検討したい。

12 ソーシャルメディアにかかわる近年の研究を踏まえ、別の機会に検討したい。

(2) 構造化される社会的支援の不安定さ

社会的支援の側から発信する人びとは、支援の必要性と目的にもとづいたメッセージを発信し、オーディエンスに理解されたいと考えている。けれども上に述べたように、メディアとメッセージについてオーディエンスによる解釈がいずれもネガティブであれば、社会的支援への応援や協力は期待しにくい。だがこれで社会的支援の不安定さの原因と説明し尽くしているとは言いにくい。というのも、先に募金への形式的・儀礼的反応という例を示したように、形式的な応援や協力はありうるからである。

もう一つ注目すべき論点をここで検討したい。社会的支援が消費される記号と扱われる場合、社会的支援だけでなく国など行政による福祉制度や社会保障に関わる制度を補強する意味をもつことである。国は、日常生活における欠乏を補い、社会生活上のリスクに備えるために、社会保障・福祉制度が必要であると説明する¹³⁾。国の発信するこのメッセージは、制度自体の正当化だけでなく、更なるリスクに備えた制度整備を方向付けることにつながるだろう。一方、民間が取り組んできた社会的支援が影響を受けることは避けられない。ことに、大規模な自然災害の発生や感染症のパンデミックは、国による制度充実への期待に結びついてしまい、民間による社会的支援への関心・メッセージのインパクトが相対的に薄れていくのではないだろうか。

これは、たとえば大規模な自然災害に対する義捐金や民間の募金、災害時のボランティアを例に説明できるだろう。自然災害が発生したとき、国など行政が応急的な対策を講じるのだが、被災者が多数生じて避難所が開設されるような住宅の被害がおこったとき、全国から社会的支援に参加したいという人びとが災害ボランティアとして駆け付ける。けれども災害発生から日が経つにつれて避難所も閉鎖され日常生活に戻っていく段階になると、被災地外からの災害ボランティアや義捐金は徐々に減少するだろう。被災地域の行政による対策は続くとしても、多くの場合社会的支援が期待される反面、それが不足していく状態になると考えられる。

3. 福祉制度や社会的支援のなかの課題

(1) 制度化

何らかの支援を要する状態自体や、対応する事業などは法制度が定めている。制度の充実を期待する立場からは、その規定が制限列举的であると批判する一方、制度を利用する権利の確立に関心が寄せられてきた。

1990年代以降の社会福祉行政は、直接行政が働きかけるのではなく、行政が法律や制度の運用ルールなどを定め、制度による福祉サービスを提供する事業者を指定し、資格審査など公平性を

13 たとえば厚生労働省老健局が監修する訪問介護員研修テキストや介護支援専門員研修テキストにおいて、社会保障制度の意義をこのように説明している。

担保すべきところのみに役割を見出すようになった。したがって、直接制度による福祉サービスが行われる場合は当事者間で契約することが基本的な流れとなった。契約という形式はサービス利用への権利性の担保を謳いつつ、情報の非対称性が常に指摘されてきたし、そもそも利用者になれない状態におかれた人がいても、制度の手続にもとづかなければ対応すら受けられない。それ故、本論冒頭であげたような状態が深刻化してきたし、ここに社会的支援のニーズがあり、少なからぬ人が対象となっている。だが制度に偏重するこの傾向は、社会的支援が制度の補完的役割として政策的に組み入れられていく状況でもある。前出の災害時の避難所や災害ボランティアは、避難所を運営する人手は地元の自治会・町内会が担っているし、個人の意思で活動に参加するボランティアは、社会福祉協議会が地元自治体と連携協定を結んで開設される災害ボランティアセンターはその一つである¹⁴⁾。

すると、社会的支援を福祉制度との関係から、社会的な必要性に応える独自性や先駆性などをとらえること自体、結果的に社会的支援を受身的で二次的な位置付けとみなす見方となっている。すると、社会的な富や資源の残余しか得られないことで、社会的支援に不足が生じると考えられる。

その一方国が関わることは、制度か社会的支援かを問わず社会的な課題として社会的公正さという目標を示すことになり、これが公準として社会におけるコンセンサスの形成にもつながる。

(2) 偏見や差別

このコンセンサスは、しかし、ネガティブに捉えられる「社会的に支援を要する」こととの関係を微妙なものにする面もある。オーディエンスのうち、実際に支援を要する立場とそうでない立場の違いが、単なる経済的社会的な差異でなく、制度や社会的支援にかかわることによって偏見や差別に結びつくからである。これを端的に表す概念がスティグマ (stigma) であり、ゴッフマンが述べるようにそれによる当事者自身への影響や社会的な情報がネガティブに機能する (Goffman1963=1987)。社会福祉や社会的支援では、従来からスティグマが望ましくない状態と扱われながら、現実には制度を利用する権利性を強調する形でその解消に努めてきた。けれど、本質的な解釈に対する検討を欠いては、取り組みが重ねられてもスティグマが再生産されるだけに過ぎない。

(3) 社会的支援の価値と文化

制度も含め、社会的に支援を要する人びとへ関わることは、上からも明らかなように、ネガティブな情報や先入観を運びたものとして、一般市民からとらえられる。そのためこの分野・領

14 町村 (2016) はこの問題について、フィールドスタディによる調査結果にもとづいて、規制という形で問題点を指摘している。

域の実務家たちは、自らの活動の正当化を図るため、20世紀の初めから職業的な訓練や教育を重ね、資格を作り、社会的な公正さに関わる意義を自らの活動に位置づけたり、実践倫理を議論したりしてきた。また、支援を要する状態にある人びとに関わる組織も、たとえば宗教的な教義や倫理・道徳を背景として事業を始め、一般市民からの支持を集めてきたという歴史的背景がある。

このような背景のもとさまざまな支援活動は、たとえば同じ宗教を信仰する人びとや倫理への支持から得たため、支援の活動そのものでなく、おそらくその宗教や倫理を説く組織が「社会問題」へ取り組むという点から支持を得られてきたのだろう。第二次世界大戦のあと世界的に福祉国家をめざす方向にむかった先進諸国は、特定の宗教や倫理的価値でなく、あらたに設定した人権という理念をもとにコンセンサスを形成し、これらの組織や実務家たちを再編してきた。結果的に、母体の側の価値は内包されたまま、制度的コンセンサスの価値が共存しているといつてよい。資格や組織の制度化は、それ自体が社会的な記号であり、制度や社会的支援を問わず、スティグマを帯びざるを得ない。それが望ましくないとしても、制度化の影響は公的な評価にたえるような独自性を専門性として形成し、強調していく。制度と距離を置きつつもその影響から免れない社会的支援も同様で、これが一般市民というオーディエンスからの距離を生むことは、その副産物とみなせるのかもしれない。

おわりに

本論でいうコンセンサスは、誰もが支援を要する状態になるおそれがあるという、それ自体負の状態と対に語られるものであった。ベックは『危険社会』において、危険の増大に伴う危険社会がもたらす副作用に言及している。仮に中立的にとらえ直すなら、社会的支援にも共通する両義性といえようか。社会的支援は多くの場合、自由意思にもとづくボランティアから始まっている。制度化された組織などが地縁や関係団体によって形成されたのと異なり、市民による、いわゆる「設立の趣旨」といった社会的意義を理念と掲げて始められた活動であろう。ゆえに、理念といった規範から理解されることはその活動において重要だと思われる。ケルケゴールの方法とは、まさに規範を伝えようとする意図をめぐめるものであったし、これに関わる考察へ示唆を与え続ける。いま多くの社会的支援が協力を得られなかったり活動に支障をきたしたりする状況は、COVID19のパンデミックによるものだけではない。支援に公共性がある反面、それが不安定さに直面するのは、構造的な面と社会的な価値形成や構成される評価という面があったことを確認して、いったん稿を閉じることとしたい。

参考文献・資料・ウェブサイト

- 織田慎一郎・高島健太郎・西本一志（2019）NegAWARE：共通のネガティブ情報の開示によるコミュニケーション開始，継続支援に関する基礎的検討，情報処理学会インタラクシオン2019，954-957.
- 柏木智子（2017）「子ども食堂」を通じて醸成されるつながりの意義と今後の課題－困難を抱える子どもの参加と促進条件に焦点をあてて－，立命館大学産業社会学部，立命館産業社会論集53-3，43-63.
- 厚生省「社会的援護を要する人々のための社会福祉のあり方に関する検討会」（2000）厚生省「社会的援護を要する人々のための社会福祉のあり方に関する検討会」報告書
- 佐藤卓己（2020）メディア論の名著30，筑摩書房〔ちくま新書〕
- 福祉省六法編集委員会編（2020）福祉省六法2020年版，株式会社みらい
- 藤野寛（1996）「逆説弁証法」，大屋憲一・細谷昌志編（1996）キェルケゴールを学ぶ人のために，世界思想社，36-54.
- 町村敬志（2016）「評価国家」における統治の構造-政治的合理性・プログラム・テクノロジー，遠藤薫・佐藤嘉倫・今田高俊編著（2016）社会理論の再興，ミネルヴァ書房，159-182.
- 村瀬 学（1986）新しいキェルケゴール－多者あるいは自己複数の理論を求めて－，大和書房
- 湯浅 誠（2019）こども食堂の過去・現在・未来，地域福祉研究47，15-27.
- Hall, S. (1980) Coding/Encoding, in S.Hall, D.Hobson, A.Lowe, P.Willis eds. Culture, Media, Language, Routredge.
- Jean Baudrillard (1970) La Societe de Consommation: ses mythes, ses structures, Galimard, Paris. (今村仁司・塚原史訳，消費社会の神話と構造，紀伊国屋書店)
- Karen Ross, Virginia Nightingale eds. (2003) MEDIA AND AUDIENCES, Open university press, London, UK. (児島和人・高橋利枝・阿部潔訳，メディアオーディエンスとは何か，新曜社，2007年)
- Jon Stewart (2015) Soren Kierkegaard: Subjectivity, Irony, and the Crisis of Modernity, Oxford University Press